

議員発案第 1 号

三条市議会政務活動費の月額の特例に関する条例の制定について

三条市議会政務活動費の月額の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月24日 提出

提出者 三条市議会議員 久住久俊

賛成者 三条市議会議員 西川重則

同 三条市議会議員 小林誠

同 三条市議会議員 野崎正志

記

三条市議会政務活動費の月額の特例に関する条例

令和2年4月から令和3年3月までにおける会派に対する政務活動費の額は、三条市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年三条市条例第6号）第3条第1項の規定にかかわらず、各月1日における当該会派の所属議員数に月額1万5,000円を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

議員発案第 1 号参考

三条市議会政務活動費の交付に関する条例（抜粋）

（交付額及び交付の方法）

第3条 会派に対する政務活動費の額は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額3万円を乗じて得た額とする。